

市川市条例第 37 号

市川市地域振興施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民等の休憩の場の提供、地域情報の発信、農産物その他の物品の販売等を行うことにより地域の振興を図るため、地域振興施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 地域振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市地域振興施設

位置 市川市国分 6 丁目 10 番 1 号

(事業)

第 3 条 地域振興施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民等の休憩の場の提供に関する事。
- (2) 地域情報及び道路情報の発信に関する事。
- (3) 本市で生産された農産物、本市で採捕された水産物その他本市に関連する物品（第 6 条第 2 項第 3 号において「地場物品」という。）の販売をし、又は販売の場を提供する事。
- (4) 災害への対応に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

(利用の停止等)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域振興施設を利用するもの（以下この条及び第 6 条第 2 項第 7 号において「利用者」という。）に対し、地域振興施設の利用を停止し、又は退去を命ずることができ。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が地域振興施設の施設及び附属設備（次条及び第 6 条第 2 項第 6 号において「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

- (3) 災害への対応の拠点として使用する必要が生じたとき。
- (4) その他地域振興施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(損害賠償)

第5条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地域振興施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の休憩の場の提供に関すること。
- (2) 地域情報及び道路情報の発信に関すること。
- (3) 地場物品の販売をし、又は販売の場を提供すること。
- (4) 災害への対応に関すること。
- (5) 地域振興施設の利用を停止し、及び退去を命ずること。
- (6) 施設等の維持管理（大規模なものを除く。）を行うこと。
- (7) 飲食の提供、物品の販売その他の利用者の利便性の向上に資するサービスの提供を行うこと。
- (8) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

3 指定管理者が行う地域振興施設の管理の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号）に定めるもののほか、第4条及び次項から第6項までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第4条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 指定管理者は、地域振興施設の施設の開館時間を定めるときは、市長の承認を得なければならない。当該開館時間を変更するときも、同様とする。

5 前項の開館時間は、1日につき継続して8時間以上開館することができる

よう定めるものとする。

- 6 指定管理者は、市長の承認を得たときは、地域振興施設の施設の休館日を設定することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条第4項から第6項まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 市は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により選定された地域振興施設の指定管理者の候補者が提案した事業等の内容を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。